

父母による養育費支払の合意と 子からの扶養料請求

客員弁護士 二本松 利忠

第1 はじめに

養育費とは、子が社会人となるまでの衣食住、教育及び医療に要する費用のことをいう。子の父母は、それぞれ子を扶養する義務¹があるので、養育費について分担して負担しなければならない。そして、離婚したとしても、その夫婦が子の親であることに変わりはないため、離婚後も双方とも子の養育費を分担して負担すべき義務がある。子自身が親に対して扶養料請求(民法877条1項)をすることも可能であるが²、実務では、監護親と非監護親との間の子の監護に要する費用(養育費)の分担(民法766条1項)の問題として扱うのが一般である³。養育費の分担を具体的にどうすべきかは、第一次的には父母が協議して決めることになるが、調停又は審判、さらには離婚調停又は離婚裁判の付随事項として定められることもある。

実務上、父母間の養育費分担に関する合意(協議、調停、訴訟上の和解)がなされた後、それと矛盾するような子からの扶養料請求がなされることがあり、本稿では、そのような請求は可能か、可能であるとした場合、先行する父母間の合意との関係でどのように処理すべきかを検討してみる。

第2 父母による養育費分担の合意と子からの扶養料請求

1 父母間で養育費不請求等の合意がなされた場合

(1) 養育費不請求(養育費請求権放棄)等の合意がなされる場合

母が、離婚に応じてもらいたいため又は子の親権者となりたいために、自分が養育費を全面的に負担し父に対しては請求しない旨の合意をしたり、父による養育費の継続的支払が保証されないとか、不払の場合の交渉・強制執行が煩わしいなどという理由で一括して金員を受領し、養育費について父に対し将来何らの請求をしないなどといった合意をすることがある。

(2) 上記合意の法的性質・効力

父母が上記のような合意をした場合、子の扶養料請求権は子に属するもので、監護親であっても

これを勝手に放棄することは許されないから(民法881条)、これを子の法定代理人である親権者としての合意とみるべきではない⁴。したがって、父母間の養育費不請求の合意(又は一方が養育費を全面的に負担するという合意)は、子の監護費用分担義務者間の合意として有効であるが、子を拘束せず、子からの扶養料請求は妨げられない^{5,6}。裁判例も、このような場合に子からの扶養料請求を認めるものが多い(東京家審昭38・6・14家月15巻9号217頁、東京高決昭38・10・7家月16巻2号60頁、札幌高決昭43・12・19家月21巻4号139頁等)。父母間の養育費不請求の合意がなされる場合に、養育費の一括払、解決金の支払、財産分与の割増等が前提条件となっていることがあるが、これらの事情は、子の扶養料を算定するに当たり斟酌されることになる。

なお、長野家伊那支審昭55・3・4家月33巻5号82頁は、子からの扶養料請求に対し、母が、親族による援助を受けつつ不自由なく子を扶養している現段階では、子が父に対して扶養を求める必要はないとして申立てを却下した事例であるが、これは、父母間で親権について争いがあり、母が養育料を請求しないという誓約をして親権を取得し、協議離婚をしてその2か月後に子の法定代理人として父に対し扶養料請求の調停を申し立てた(その後、審判に移行)という信義則に反する事情が背景にあったと考えられる⁷。

(3) 父母間の合意の変更による是正

前述のとおり、養育費不請求等の合意は、一種の取引材料に使われて、権利者がやむなく合意し、義務者に本来負担すべき義務を免れさせ、子の利益を損なうことがある。

このように、養育費不請求等の合意が当初から不当であり、子の監護に支障を来していると認められる場合は、養育費分担請求の権利者は、合意の変更を求めることができるし(民法766条3項)、その後の事情の変更があれば、これを理由に合意の変更を求め、適正な養育費の分担を求めることができる⁸。

2 父母間の養育費分担の合意の範囲を超えた子からの扶養料請求

(1) 子からの扶養料請求の可否

前述のとおり、養育費の分担請求と子の扶養料請求は権利者が異なり、養育費の分担について父母間に合意がなされていたとしても、それとは別

に、子が扶養料請求をすることは可能である。

これを認める裁判例も多く、例えば、仙台高決昭56・8・24家月35卷2号145頁⁹は、母A・父Y間の離婚訴訟において、Aが子Xの親権者となり協議離婚する、Yは養育費としてXが成年に達するまで毎月2万円を支払う等の和解が成立したところ、その約2年後に、Yに対し、Aが法定代理人となってXの扶養料請求をしたのを認めた事例である。

(2) 父母間の養育費分担の合意等が子からの扶養料請求に及ぼす影響

先行する父母間の合意(調停・和解)・審判後に子から扶養料請求がなされた場合、先に支払が決められていた養育費と子からの扶養料請求との関係が問題となる。

父母間の養育費分担に関する合意・審判については、事情の変更が認められる場合は、先に定まった養育費についての債務名義を変更することになるので、債務名義は二重とならない。しかし、子からの扶養料請求がなされた場合、父母間の合意によって定められた養育費の額、支払の終期、支払方法等を変更することはできず、これとの関係で子からの扶養料請求をどのように処理したらよいか問題となる。

この点について、前掲仙台高決昭56・8・24は、先行の和解で定められた養育費の額と差引き計算すべきであるとのYの主張に対し、「前記和解はYとAとの間に成立したもので、YとXの間に直接の権利義務を生じせしめたものではないから、右和解が養育料折半の趣旨で成立したとしてもXに対しては何らの拘束力を有せず、単に扶養料算定の際しんしゃくされるべき一つの事由となるに過ぎない」として、差引き計算を認めなかった。しかし、これは形式的に過ぎる判断であり、AもYと同等の立場でXを扶養する義務を負っているのであるから、YがAに支払っている養育費を控除した額(不足分)を扶養料とすべきであり¹⁰、当然の差引き計算を認めた裁判例(東京家審昭54・11・8家月32卷6号60頁)もある。

第3 成年年齢の引下げが与える影響

1 養育費分担の終期¹¹

従来、民法818条を根拠に、親の子に対する扶養義務は、成年(20歳)に達したときに終了すると考えるのが一般的であり、審判・調停において、養育費

分担の終期は「子が満20歳に達する日(又はその日の属する月)まで」とする例が多かった。しかし、近年、大学・専門学校への進学率が上昇していることを反映して、大学等に進学した子については、「未成熟子」として、親の子に対する扶養義務に含めて解する裁判例が増えており(東京高決平12・12・5家月53卷5号187頁、東京高決平22・7・30家月63卷2号145頁等)、調停において子が大学を卒業するまでの養育費支払が合意されることも少なくない。

「未成熟子」とは、自己の資産又は労力で生活できる能力のない者をいう(東京高決昭46・3・15家月23卷10号44頁等)。一般的には、一定の年齢になって稼働能力があれば、未成熟子とはいえないが、病弱であったり、就学中のため働くことのできない場合は未成熟子に該当するとされることがあり(ただし、就学中の場合に未成熟子として養育費分担が認められる具体的条件は裁判例によって異なる)、必ずしも成年年齢とは一致しない¹²。

2 成年年齢引下げによる影響

平成30年の民法の一部改正(平成30年法律第59号)により成年年齢が18歳に引き下げられることになった(令和4年4月1日施行)。

前述のとおり、未成熟子か否かは、必ずしも成年年齢と一致するものではなく、従前、多くの場合に満20歳を養育費の終期とされてきた理由、改正法は未成熟子の保護を現状から後退させるものではなく、むしろ、現状どおりその保護をすることを前提として立法されたものであること等から、改正法施行後も、養育費の終期は、特別の事情がない限り、満20歳と定めることが多いと考えられる¹³。

上記の見解からすれば、請求時に成年年齢に達している場合(特に、18歳及び19歳の子がいる場合)の取扱いが問題となるが、前掲『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』は、請求時に子が成年年齢に達した段階であっても、監護親は、子が未成熟子である限り、民法766条1項の適用又は類推適用によって、成年年齢に達した子の監護費用を養育費として請求できるとしている¹⁴。一方で、前述のとおり、父母間の養育費の分担とは別に、子からの扶養料請求は妨げられず、18歳及び19歳の子も、法定代理人親権者を介さずに、しかも、父母間の養育費分担の協議又は審判手続中に、この請求ができることになる。このようなことから、子からの扶養料請求が増えることも予想され¹⁵、父母間の養育費分担と子からの扶養料請求の関係あるいは調整の在り方が

一層問題になると考えられる。

第4 おわりに

厚生労働省「平成28年度全国ひとり親等調査結果報告」¹⁶によれば、離婚の際、母子世帯で養育費の取決めをした割合は42.9%である(なお、母子世帯の母が養育費を現在も受けている割合は24.3%に過ぎない)。そして、養育費の取決めをしなかった理由としては、母子世帯では、「相手と関わりたくない」、「取決めの交渉がわずらわしい」、「相手に支払う意思がないと思った」などが多くあげられ、子とは無関係と考えられる理由や子の利益のために頑張るべきことができていないことが窺われる。

さらに、前述のとおり、養育費に関する協議をしたとしても、養育費不請求あるいは低額の養育費分担といった子にとって不利益な合意がなされることもある。このようなことを反映して、家庭問題情報センター(FPIC)の養育費相談支援センターには、養育費の支払がなかったり、その額が低いため、クラブ活動ができないとか、大学に行きたくても行けないという子自身からの不満の訴えや自分が請求するにはどうしたらよいかなどの相談がなされるとのことである。そもそも、立場の弱い親(ほとんどの場合が母)が養育費の分担を求めなかったり、養育費に関して不利な内容の合意をすることのないように、養育費に関する情報提供や助言等の支援をしたり、簡易・迅速な強制的履行等の制度的手当が必要不可欠であるが、同時に、子の利益にとって適切でない養育費分担に関して、事情変更による養育費増額を図るとともに、子自身による不利益の是正、権利確保のために子からの扶養料請求を容易に実現できるようにすることも意義がある。成年年齢の引下げを契機として、子に対する情報提供・相談の充実、代理人の援助等の支援をする仕組みが必要であろう。

- 1 扶養義務は、生活保持義務(義務者が自分の生活を保持するのと同程度の生活を被扶養者にも保持させる義務)と、生活扶助義務(自分の生活を犠牲にしない程度で、被扶養者の最低限の生活扶助を行う義務)とがあり(「二分説」)、養育費の支払義務は生活保持義務と解されている。従来からの通説・判例であり、実務で広く用いられている「養育費・婚姻費用の算定表」もこの考えに基づいている(「座談会—養育費に関する問題」道垣内弘人=松原正明編著『家事法の理論・実務・判例2』[勁草書房、2018年]101頁参照)。
- 2 子からの扶養料請求と監護権者からの養育費分担請求とは、請求根拠、権利者が異なり、選択的な関係にある(於保不二雄=中川淳編『新版注釈民法(25)[改訂版]』[有斐閣、2004年]739頁[床谷文雄])。なお、未成年子からの扶養料請求は法定代理人によ

る必要があり、父母が婚姻中の場合は、共同親権であるため、相手方の特別代理人選任を要することになる。

- 3 父母が婚姻中の場合は、養育費の負担は婚姻費用の分担(民法760条)の問題として処理されるのが一般である。
- 4 松本哲弘『[改訂版]婚姻費用・養育費の算定—裁判官の視点にみる算定の実務』(新日本法規、2020年)7頁参照。
- 5 松本・前掲7頁、中山直子『判例先例 親族法—扶養—』(日本加除出版、2012年)343頁、二宮周平編著『新注釈民法(17)親族(1)』(有斐閣、2017年)377頁(棚村政行)参照。
- 6 ただし、父母間の養育費分担に関する合意が「養育料はすべて母が負担し、父に負担させない」と解釈される場合、子からの扶養料請求が認容されて父が子に対し扶養料を支払ったときに、父の母に対する求償を拒むことができるのか疑問がある。
- 7 中山・前掲注5の343頁参照。
- 8 松本・前掲8頁参照。
- 9 判批:山脇貞司・家族法判百 [第4版](1988年)130頁、吉田邦彦・民法判百Ⅲ(2015年)102頁、中山直子・民法判百Ⅲ [第2版](2018年)102頁。
- 10 山脇・前掲131頁、中山・前掲注9の103頁参照。
- 11 成年に達した子の養育費の算定及び成年年齢の引下げによる影響の問題については、茶木真理子「婚姻費用・養育費の算定にあたり成人に達した子の扱いについて」御池ライブラリーNo.51(2020/4)30頁以下参照。
- 12 秋武憲一『第3版 離婚調停』(日本加除出版、2018年)283頁、松本・前掲19頁参照。
- 13 司法研修所編集『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』(法曹会、2019年)54頁～60頁、松本・前掲20頁参照。
- 14 前掲『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』59頁参照。
- 15 中山・前掲注9の103頁参照。
- 16 <http://www.mhlw.go.jp>